

▶ 今回のお知らせ版掲載一覧

周知

- 1ページ ・ 新型コロナワクチン接種(3回目)スケジュールについて
・ 冬期間の水道使用について
- 2ページ ・ 昭和村そば農家緊急対策支援金について
・ 昭和村米価下落等影響緩和緊急対策支援金について
- 3ページ ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ
- 4ページ ・ 「小中一貫教育講演会」開催
・ 「からむし織の里雪まつり」中止のお知らせ
・ 税務署確定申告書作成会場について
- 5ページ ・ マイナポイント第2弾が開始されました
・ 診療所からのお知らせ
- 6ページ ・ 事業・イベント等の中止等について

イベント

- 6ページ ・ 古文書教室の開催について

周知

新型コロナワクチン3回目接種についてのお知らせです

新型コロナワクチン接種 (3回目)スケジュールについて

新型コロナワクチン3回目接種の予定日をお知らせいたします。

3回目接種につきましては、集団接種により行います。年齢により接種日が以下の通りとなりますので、接種を希望されている方は、下記日程で接種できるよう調整をお願いします。

なお、当日の受付時間等詳細につきましては、接種希望されている方に接種券と併せて個別にご案内いたします。

接種日

① 65歳以上の希望者

2月17日(木) 8時～17時

② 19歳以上64歳までの希望者

3月24日(木) 8時～17時

接種会場：昭和村公民館

【注意事項】

※4月以降の接種については、ワクチン納入の関係上、昭和村での接種は現在のところ未定です。

☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645

周知

水道の使用量が増加しています

冬期間の水道使用について

冬期間における水道の使用量が増加しています。厳冬期を迎え水道管の凍結にご注意いただくとともに節水のご協力をお願いいたします。

○水道管凍結破裂による漏水の防止

○凍結防止のため水を常時出しっぱなしにしない

なお、漏水の可能性がある場合には、速やかに建設係または村給水工事指定店にご相談ください。

☎ 産業建設課 建設係 ☎ 57-2123

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

周知 昭和村そば農家緊急対策支援金について

新型コロナウイルスの影響が長期化し需給の先行きが不透明であり、価格の上昇も見込めない厳しい状況であることから、令和4年産そばの作付けに向け、農業者や生産組合等の生産意欲維持及び経営安定化を図るため、支援金を交付いたします。

1 対象者

- ①令和4年1月1日時点において、昭和村に住所を有する個人、法人、生産組合等であり、令和3年産そばを作付けし、出荷や販売した者。
- ②等級検査を受け、証明書が発行されていること。

2 支援金の額

- ①令和3年産そば作付面積10aあたり5,000円
- ②1a未満は切捨てとする。

3 申請書類

- ①昭和村そば農家緊急対策支援金交付申請書（ホームページ及び産業係で配布）
- ②令和3年産そばの作付面積が確認できる書類
- ③出荷や販売したことが証明できる書類
- ④等級検査を受けたことが確認できる書類
- ⑤通帳の写し

4 申請先：昭和村役場産業建設課産業係

5 申請期間：令和4年3月17日（木）

☎ 産業建設課 産業係 ☎ 57-2117

周知 昭和村米価下落等影響緩和緊急対策支援金について

新型コロナウイルスの影響により令和3年産米の価格が大きく下落し、農業者の経営を圧迫する厳しい状況であることから、令和4年産米の作付けに向け、農業者の生産意欲維持及び経営安定化を図るため、支援金を交付いたします。

1 対象者

- ①令和4年1月1日時点において、昭和村に住所を有する個人、法人であり、令和3年産米（主食用米）を作付けし、令和4年6月30日（木）までに出荷や販売した者。
- ②営農計画書を提出し、水田管理台帳に登録されている者。

2 支援金の額

- ①令和3年産主食用米のみを対象とし、自家消費米、備蓄米、飼料用米は含まない。
- ②60kgあたり1,000円（1kg換算の場合、16円/kgで算定）

3 申請書類

- ①昭和村米価下落等影響緩和緊急対策支援金交付申請書（ホームページ及び産業係で配布）
- ②出荷や販売した数量が証明できる書類
- ③通帳の写し

4 申請先：昭和村役場産業建設課産業係

5 申請期間：令和4年6月30日（木）

☎ 産業建設課 産業係 ☎ 57-2117

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ

この臨時特別給付金は、住民税非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

【支給対象の世帯】

●世帯全員が住民税非課税の世帯 で①②を満たす世帯。

①世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていない世帯

②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告の者がいない世帯

●令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

【申請の方法】

対象世帯の条件によって、確認書が送られてくる世帯と、役場窓口で申請書を受取りご提出いただく世帯がございます。申請方法は下記のとおりです。

<確認書が役場から発送される世帯（2月中旬発送予定）>

●令和3年1月1日以前から昭和村在住で、世帯全員が住民税非課税の方のみの世帯。

確認書が届いた世帯は、①②に該当しない事を確認し署名の上、3月18日までに確認書をご返送ください。

※確認書をご返送いただいた場合でも、村で保有している課税情報から住民税が課税されている他の親族等からの扶養を受けている事実が確認された場合は、不支給となります。

<役場窓口での申請が必要な世帯（2月中旬受付開始予定）>

●令和3年1月2日以降転入された方のいる住民税非課税の方のみの世帯

該当する世帯は申請書の提出が必要です。臨時特別給付金担当へお問い合わせください。

申請書の提出期限は令和4年9月末です。

●令和3年1月以降収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

該当する世帯は申請書の提出が必要です。臨時特別給付金担当へお問い合わせください。

申請書の提出期限は令和4年9月末です。

※支給の為に要件が大変難しくなっておりますので、ご自分の世帯が対象となるか少しでも疑問に思った場合は、お気軽に臨時特別給付金担当までご相談ください。

☎ 住民係「臨時特別給付金」担当 ☎ 57-2113・2115

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、
ご確認ください。

周知 「小中一貫教育講演会」開催

現在本村では、小中一貫校への移行を検討しております。これからの子どもたちの教育を考えるために、小中一貫校から義務教育学校への先進的な取り組みを行った那須塩原市塩原小中学校の元校長先生と当時のPTA会長さんによる講演会を行いますので、ぜひご参加ください。

- **開催日時** 令和4年3月4日(金)
午後6時から午後7時
- **場所** 昭和村公民館 2階研修室
- **講師** 那須塩原市塩原小中学校元校長
丑越薫先生
元PTA会長 君島一文さん
- **内容** 「塩原小中学校の歩み～保護者と
ともに、地域とともに～」
- **持ち物** マスク
- **申込方法** お知らせ版最終頁の申込用紙に
ご記入の上、2月21日(月)
までに、公民館へお申し込みく
ださい。お電話でも結構です。

☎ 昭和村公民館 ☎ 57-2164

周知 「からむし織の里雪まつり」 中止のお知らせ

雪まつりは、村外の方に向けて冬の昭和村を体験する機会を提供し、交流人口・関係人口を拡大することを主な目的としたイベントです。実行委員会では開催する方向で調整を進めておりましたが、このところの新型コロナウイルス感染症にかかる状況を鑑み、お客様や村民の皆様が安心して楽しんでいただけるイベントとして開催できるのか慎重に検討した結果、残念ながら本年度も中止せざるを得ないとの判断となりました。

開催を楽しみにされていた方には誠に申し訳ありませんが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

☎ からむし織の里雪まつり実行委員会運営チーム
(昭和村観光協会事務局内) ☎ 57-3700

周知 会津若松税務署からのお知らせ 確定申告書作成会場について

- **開設場所** アピオスペース 1階
(会津若松市インター西90番地)
- **開設期間** 令和4年2月16日(水)～
3月15日(火)
《土曜日・日曜日・祝日を除きます。》
- **開設時間** 午前9時15分から午後4時
- ※ 申告書作成会場の混雑緩和のため、**会場への入場には「入場整理券」が必要です。**
入場整理券は、会場で当日配付しますが、LINEを通じてオンラインによる事前発行も可能です。
なお、入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いすることがあります。**
- ※ 上記開設期間中は、**税務署に申告書作成会場は設置していません。**
- ※ 新型コロナウイルス等の感染防止の観点から、ぜひ、ご自宅からe-Taxをご利用ください。

※ 申告書作成に関する一般的なご相談は、「確定申告電話相談センター」でお答えしています。

- **電話番号** 0242-27-4311 (音声案内に従って「0番」を選択してください。)
- **受付期間** 令和4年1月14日(金)～
3月15日(火)
- **受付時間** 午前8時30分から午後5時
(土曜日・日曜日・祝日を除きます。)

☎ 会津若松税務署 ☎ 0242-27-4311

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、
ご確認ください。

周知**最大2万円分のキャッシュレスポイントが受取れます
マイナポイント第2弾が開始されました**

12月まで実施されていた国のマイナポイントが、第2弾にリニューアルされました。今回初めて登録する方は最大2万円分、前回5千円分受け取った方は最大1.5万円分受け取れます。

【受け取る前提条件】

- マイナンバーカードを持っている、または新しく申込んだ方(令和4年9月末までの申込み)
- キャッシュレス決済を利用する方、または新しく申込んだ方

| 必要な手続き項目 | 金額 |
|--------------------|-------------|
| ①カードとキャッシュレス決済の紐付け | 最大 5,000 円分 |
| ②カードへの保険証機能設定 | 定額 7,500 円分 |
| ③カードへ公金受取口座の登録設定 | 定額 7,500 円分 |

※①を前回受領済みの方は、②③のみ受取れます。

③は6月頃から登録可能となる見込みです。

手続きの締切りは令和5年2月末です。

制度の詳細やキャッシュレス決済については、下記の国ホームページをご参照頂くか、**住民係マイナンバー担当**へお問い合わせください。今回の手続きは、お持ちのスマホから行う事が出来ますが、**役場窓口で設定サポートもいたしません**。お気軽にお申し付けください。

<総務省マイナポイントホームページ>

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

☎ 住民係マイナンバー担当 ☎ 57-2115

周知**診療所からのお知らせ**

直近の診療日をご案内いたします。

コロナウイルス感染症対策のため、来所の際は自宅で体温を測っていただき、必ずマスクを着用願います。

発熱等の症状がある場合には来所しないで、(家族も含む)まずお電話でご相談ください。

○休日当番医の変更について 2月11日 金山→昭和

○内科は毎週水曜日が一般外来休診日です。
(検査・昭和ホーム回診・往診日、急患応相談)

○歯科は完全予約診療です。
(急患応相談、事前にお電話ください。)

○土日祝日は休診です。

| 月日 | 内科 | 歯科 | バス |
|---------|------|----|-------------|
| 2月2日(水) | 検査日 | ○ | |
| 3日(木) | ○ | ○ | 松山～野尻 |
| 4日(金) | ○ | ○ | 大芦 |
| 7日(月) | ○ | ○ | 下中津川 |
| 8日(火) | ○ | ○ | 小中津川～両原、小野川 |
| 9日(水) | 検査日 | ○ | |
| 10日(木) | ○ | ○ | 松山～野尻 |
| 11日(金) | 休日当番 | 祝日 | |
| 14日(月) | ○ | ○ | 下中津川 |
| 15日(火) | ○ | ○ | 小中津川～両原、小野川 |
| 16日(水) | 検査日 | ○ | |
| 17日(木) | ○ | ○ | 松山～野尻 |
| 18日(金) | ○ | ○ | 大芦 |
| 21日(月) | ○ | ○ | 下中津川 |
| 22日(火) | ○ | ○ | 小中津川～両原、小野川 |

○内科(11日休日当番)

午前 9:00～11:30(受付11:15まで)
午後14:00～16:00(受付16:00まで)

○歯科

午前 9:00～11:30 午後 13:30～16:00

☎ 診療所 ☎ 57-2255

▶次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次の事業・イベント等は中止等となりますので、お知らせします。

| 日程 | イベント・事業名 | 区分 |
|--------|-------------|----|
| 2月5日 | 少年教室「スキー教室」 | 中止 |
| 2月6日 | 将棋大会 | 延期 |
| 2月19日 | 少年教室「スキー教室」 | 中止 |
| 2月下旬 | からむし織の里雪まつり | 中止 |
| 3月5,6日 | 老人作品展示会 | 中止 |

☎ 新型コロナウイルス感染症対策本部
(保健福祉課) ☎ 57-2645

おしおきごにんぐみちょう

「御仕置五人組帳」をテキストとして読み進めていきます。皆さま是非ご参加ください。

1. 開催日時

2月11日(金・祝) 午前10時～正午まで
(4回目以降は土曜日開催を基本として、参加者の希望を聞いて設定します。)

2. 場所 昭和村公民館

3. 持ち物 筆記用具、マスク

4. 講師 小林盛雄さん、 からむし工芸博物館 松尾悠亮さん

5. 参加申込

2月10日(木)までにお電話等でお申し込みください。

6. その他

参加は村在住の方のみとさせていただきます。
(参加費無料)

☎ 教育委員会 ☎ 57-2114

お申し込み一覧

小中一貫教育講演会 ▶ 昭和村公民館

(〆切:2月21日(月))

| 氏名 | 電話番号 |
|----|------|
| | |

村民の皆様へ

福 島 県
新型コロナウイルス感染症
非常事態宣言
(令和4年1月30日～2月20日)

県内全域に「非常事態宣言」が出され、本村でも初めて「まん延防止等重点措置」が適用されました。

オミクロン株は感染スピードが速いため、第5波以上に感染が急拡大しています。

村民の皆様には改めて、3密の回避、マスクの正しい着用、手洗いや手指の消毒、こまめな換気などの基本的な感染対策の徹底に加え、感染リスクの高い行動を控えてくださるようお願いいたします。

令和4年2月2日

昭和村新型コロナウイルス感染症対策本部長

◎心配なことがございましたら、対策本部まで御相談ください。

電話 0241-57-2645【保健福祉課24時間対応】

◎昭和村国保診療所(発熱等の症状がある場合)

電話 0241-57-2255【平日9:00～17:00】

◎受診・相談センター(かかりつけ医がない場合)

電話 0120-567-747【24時間対応】

昭和村新型コロナウイルス感染症対策本部(保健福祉課)

(裏面もご覧ください。)

◆昭和温泉しらかば荘 日帰り入浴について

2月20日(日)までの間、村民の方及び宿泊者のみの利用に限定します。

入浴可能時間

| 利用者 | 午前 | | | 午後 | | | | | |
|----------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 3:00 | 4:00 | 5:00 | 6:00 | 7:00 | 8:00 |
| 昭和村民 | ■ | | | | | | | | |
| しらかば荘宿泊者 | | | | | | ■ | | | |

| | |
|----------------|----------|
| 午前 10 時～午後 8 時 | 村民の方 ※ |
| 午後 5 時～午後 8 時 | しらかば荘宿泊者 |

〔 ※ **村民の方**とは、現に村内に居住している方のことで、一時的に帰省等により村内に滞在している方は含みません。 〕

感染拡大を防ぐため、ご理解ご協力をお願いいたします。

詳しくは、しらかば荘へお問い合わせください。(TEL 57-2585)

○福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータルサイト
「新型コロナウイルスに感染した時の対応について(感染急増時)」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html>



県民の皆様へお願い

内容

○**営業時間短縮の要請時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。**
(特措法第31条の6第2項に基づく要請)

ふくしま感染防止対策認定店制度の

認定を受けている**飲食店等**への時短要請(①または②)

①5時～21時まで(酒類提供は20時まで) ②5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

認定を受けていない**飲食店等**への時短要請:5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

○**感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。**

(特措法第24条第9項に基づく要請)

○**感染リスクの高い行動は控えてください。**(特措法第24条第9項に基づく要請)

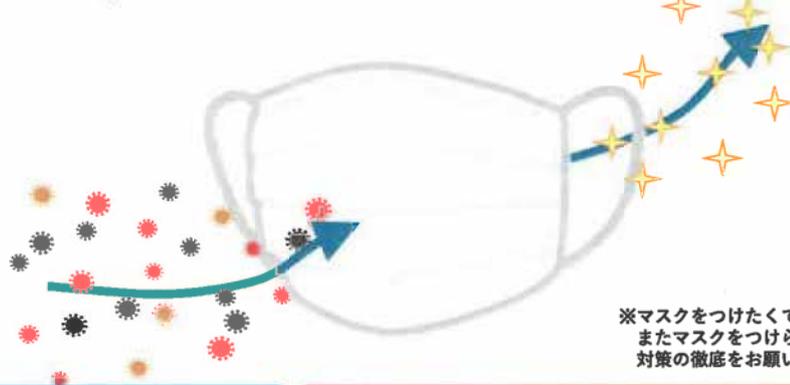
- ・不要不急の都道府県間の移動は控えてください。(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は自粛してください。
- ・外出や移動の必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・飲食店等を利用する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を自粛してください。
(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- ・業種別ガイドラインを遵守している店舗を利用してください。

○**基本的な感染防止対策を徹底してください。**(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。

不織布マスク等を着用しよう

(不織布、または不織布と同等以上の性能のもの)



※マスクをつけたくてもつけられない方への理解をお願いします。
またマスクをつけられない場合にも周囲への配慮等、感染防止対策の徹底をお願いします。

マスクは正しく着用

マスクなしでの会話はやめよう！



感染力の強いオミクロン株との闘いです

一つの**密**も避けてください

常にチェックを！

密閉

していませんか



密集

していませんか



密接

していませんか



買い物交流バス

を運行します

2月

◇特 徴◇

参加された方同士で交流をしながら、村内の商店や役場、金融機関などを巡ります。

お一人でのお買い物が不安な方は、お手伝いすることもできますので、気軽にお申込みください。

☆利用料は無料です☆



1. 利用できる方

村内在住で、移動手段にお困りの方など

2. 運行日と対象地区

(午前9時～正午までの運行で、お食事の対応はできませんのでご了承ください。)

| 運行日 | 対 象 |
|------------------|-------------------------------|
| 令和4年2月22日 (水) | 佐倉・喰丸・両原・大芦・小野川 にお住まいの方 |
| 令和4年2月25日 (金) | 松山・野尻・中向・下中津川・小中津川 にお住まいの方 |

3. お申し込み



利用を希望される方は、運行日の一週間前までに

社会福祉協議会 ☎57-2655 へご連絡ください。

後日、迎えの時間をご連絡いたします。

※参加される方は、当日の体温測定などの体調確認や、マスク着用のご協力をお願いします。

この事業には、赤い羽根共同募金の配分金と、社会福祉協議会会員会費が活用されています。

【主催】昭和村社会福祉協議会 【協力】昭和村民生児童委員協議会

【後援】昭和村、昭和村商工会、NPO 法人芋麻倶楽部



買い物交流バスを利用しませんか？



役場（本庁・すみれ荘）
にも廻れます

重い荷物はスタッフが
お手伝いします
だから、たくさんお買い
物を楽しめます

ご希望の方は、
押し車も一緒に
乗車できます



1台で廻るから
環境にもやさしい(?)

「参加したら〇〇さんに、久々に会えた！」と買い物交流バスで再会が
できて喜んでおられた方もいらっしゃいました。

また、村の様子を車窓からながめるのも楽しいと思います。

☆気軽にお申込みください☆

電話 57-2655（昭和村社会福祉協議会）